

## 1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項 (政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項 (政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 町税等を滞納している者でないこと。
- (4) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条及び雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による義務を履行していること (当該届出の義務がない場合を除く)。

## 2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、清掃施設工事、解体工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 令和 3 年 1 月 1 日 (随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の初日。以下「基準日」という。) 現在において、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の許可 (次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める工事の種類に係るものに限る。) を受けており、かつ、当該許可を受けて 2 年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	工事の種類
土木工事	土木一式工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築一式工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業、電気通信工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

- (イ) 浦河町の区域内に所在地を有する申請者又は受任者で解体工事を希望工種とする者については、解体工事業について建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ解体工事業及びとび・土工工事業の許可を受けて通算 2 年以上当該建設業を営んでいること。

- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査 (以下「経営事項審査」という。) を受けており、かつ、許可行政庁に総合評定値を申請しており、その結果通知が登録開始日に有効であること。なお浦河町の区域内に所在地を有する申請者又は受任者で、解体工事を希望工種とする者はこの限りでない。

- (エ) (イ) に定める経営事項審査評価結果において、(ア) に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。なお浦河町の区域内に所在地を有する申請者又は受任者で、解体工事を希望工種とする者はこの限りでない。

イ 第 1 のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 85 号) に定める項目

(イ) 主観的審査事項

工事施工成績、表彰 (浦河町表彰条例 (昭和 42 年浦河町条例第 6 号) に定める町長感謝状による表彰をいう。)、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力、防災貢献、障がい

者の就労支援

- (2) 土木施設物の設計、設備の設計、地質調査、道路清掃、造林  
アからウまでのいずれにも該当すること。  
ア 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。  
ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 技術資料作成  
アからエまでのいずれにも該当すること。  
ア 計量証明を業とする者については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による軽量証明事業者の登録を受けていること。  
イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。  
エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (4) 建築物の設計  
アからエまでのいずれにも該当すること。  
ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。  
イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。  
エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (5) 測量  
アからエまでのいずれにも該当すること。  
ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。  
イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。  
エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (6) 物品の購入及び物品の賃貸借  
ア及びイのいずれにも該当すること。  
ア 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (7) 印刷物の製造及び印章の製造  
アからウまでのいずれにも該当すること。  
ア 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。  
ウ 次の(イ)又は(ロ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。  
（イ）印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機  
（ロ）印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (8) 庁舎等清掃  
アからウまでのいずれにも該当すること。  
ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。  
イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。  
ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (9) 庁舎等警備  
アからエまでのいずれにも該当すること。  
ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。  
イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

- ウ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- エ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (10) 庁舎等消防設備保守点検
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。
  - イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (11) ボイラー等運転操作
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。
  - イ 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (12) 情報システムの開発
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
  - イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）に情報システムの開発実績を有していること。
  - ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
- (13) 林産物の売払い
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 基準日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る仕入高を有していること。
  - ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (14) 鳥獣処分場の運営管理
  - アからウまでのいずれにも該当すること。
  - ア 基準日現在において引き続き1年以上鳥獣処理事業（エゾシカに限る）を営んでいること。
  - イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
  - ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

### 3 資格の種類ごとの要件の特例

- (1) 測量、物品の購入及び物品の賃貸借、印刷物の製造及び印章の製造については、当該事業者が浦河町内に本店を有する事業者該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件は適用しない。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。
  - また、アに該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。
  - ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
  - イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。